高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年７月28日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑶のうち、⑫中、「東日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成23年７月31日」に改め、⑬中、「東日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成23年８月１日」に改める。

１．⑶⑳のうち、イの次に次のとおり加える。

ロ　北海道ＥＴＣ夏トクふりーぱす

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普　通　車
料金の合計額	3,600円	4,500円

㈢　実施する期間

平成23年７月29日から同年８月１日まで、平成23年８月５日から同年８月16日まで、平成23年８月19日から同年８月22日まで、平成23年８月26日から同年８月29日まで、平成23年９月２日から同年９月５日まで、平成23年９月９日から同年９月12日まで及び平成23年９月16日から同年９月26日まで。

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ハ　Hokkaido Expressway Pass

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間から最大10日間のいずれかの間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普　通　車
２日間	2,400円	3,000円
３日間	3,600円	4,500円
４日間	4,800円	6,000円
５日間	5,600円	7,000円
６日間	6,400円	8,000円
７日間	7,200円	9,000円
８日間	8,000円	10,000円
９日間	8,800円	11,000円
10日間	9,600円	12,000円

㈢　実施する期間

平成23年７月29日から同年10月31日まで。

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ニ　北海道夏ワリチケット

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定める方法により本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普　通　車
料金の合計額	6,000円	7,500円

㈢　実施する期間

平成23年８月５日から同年８月16日まで。

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳、身長約153㎝、紺地に柄入り長袖シャツ頸部に緑色柄入りスカーフを巻いている、所持品は、腕時計１個（ＲＡＹＡＲＤと刻印、裏面にＷＡＴＥＲ　ＲＥＳＩＳＴＡＮＴ　ＢＡＳＥＭＥＴＡＬ　ＢＥＺＥＬ　ＳＴＡＩＮＬＥＳＳ　ＳＴＥＥＬ　ＢＡＣＫ　ＲＹ85と刻印）、テレホンカード（使用済み）１枚、薄茶の巾着袋１個

上記の者は、平成23年６月28日午前４時30分頃、勝浦灯台から真方位146度31㎞付近の海域を俯せ状態で浮遊しているとの発見通報により、勝浦海上保安署が引き上げ、勝浦警察署に引き渡されたものです。死因は溺死と推定され、死亡年月日は、平成23年３月頃と推定。身元不明のため、遺体は当市において火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。

平成23年７月28日

千葉県　　勝浦市長職務代理者
勝浦市副市長　猿田　寿男